

依頼者見舞金制度について思う

森山文昭（愛知県弁護士会・愛知大学）

今、日弁連では、依頼者見舞金という新しい制度を作るかどうか議論されています。弁護士が依頼者から預かったお金を横領したとき、被害者に対して日弁連がお見舞い金を出すというものです。現在の構想では、見舞金の上限は、被害者1人につき500万円、1人の弁護士の横領行為による被害者が複数あるときは、弁護士1人につき2000万円とされ、年間の総合計が1億円程度を超えないようにするとのこと。

見舞金は、1人ひとりの弁護士が支払う会費によってまかなわれますから、弁護士会内には、「どうして不祥事を起こした弁護士の尻ぬぐいを我々がしなければならないのか。」という声も多いと聞きます。しかし、法律事務を独占する弁護士集団としては、「自分のやったことではないから知らない。」というだけではすまない問題があるように思います。

したがって、この問題に真剣に取り組んでおられる日弁連執行部に対しては、心からその労をねぎらいたいと思います。ただ、日弁連として何かしなければいけないとは思いますが、それがこのような制度なのだろうかという疑問はどうしても残ります。

日弁連として本当に考えなければいけないことは、まず弁護士の不祥事をなくすことであり、それが起きてしまったときは、被害が全額救済されるようにすることではないでしょうか。今回の見舞金制度は、いかにも中途半端な、場当たり主義的なものではないかという気がしてなりません。

弁護士の不祥事がこれほど深刻な問題になった要因の1つとして、弁護士人口の急増が考えられますから、まず司法試験合格者数を適正な人数にすることが急務です。そして、被害の発生を未然に防止するためには、フランスの弁護士会で行われている「カルパ」のような制度を研究することも必要でしょう。起きてしまった被害を救済するためには、新しい保険制度を立ち上げて対処することが効果的だと思います。保険会社の協力も得て、どのような制度設計が可能か、至急検討を開始するべきだと思います。

これらの課題に対して日弁連執行部は、いずれも難しいと言われます。しかし、本当に弁護士の不祥事による被害を何とかしなければいけないと真剣に考えるのであれば、難しいなどと言ってはおられないはずです。それこそ、万難を排して困難を切り開き、国民の期待に応じていく必要があるのではないのでしょうか。そうした気概があるかどうか、今問われているのだと思います。

日弁連執行部は、「そんな悠長に議論している暇はない。被害者、市民、マスコミから怒りの声が強くなっており、すぐに対処しないと、もたない状態だ。」と言われます。しかし、慌てて場当たりに対処しても、問題は解決しないでしょう。たとえば、5000万円の被害を受けた人が、日弁連から500万円の見舞金をもらえば、それで満足できるでしょうか。やはり、怒りは治まらないのではないのでしょうか。また、現在の案では、年間

の見舞金が1億円に達したら、その後は支払わないとされています。しかし、このような早い者勝ちの結果に、人々は納得するのでしょうか。見舞金をもらえなかった人は、逆に、前より不満が強くなるのではないのでしょうか。

今回、場当たりの対処を行えば、このように不十分で不公平なところが残ると言わざるを得ない制度に対し、将来、市民から不満や怒りが寄せられたとき、またこれに場当たりの対処しなければいけないというようなことにもなりかねません。このようなことを続けていけば、見舞金はどんどん膨れ上がり、弁護士会の財政を圧迫するような事態にもなりかねません。拙速は慎むべきです。今一度、立ち止まって考えてみる勇気を持つべきだと思います。

私としては、今、この問題で会内の意見が分かれてしまっていることが残念でなりません。こうした問題は、全会員が一致して同じ方向を向き、みんなで知恵を出し合って解決していくべきなのではないのでしょうか。現在の案に賛成の人も反対の人も、本当に国民のためにはどうしたらよいのかを考え、同じ土俵で議論をすれば、必ずよい方法が見つかると思います。そうした議論のできる日が一日も早く訪れることを、心から望みます。

(2016年12月4日記)